

新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

※交付申請は、下記提出先に送付してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則 20 日以内）

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

※事業の重要な変更（例：補助金の増額、事業計画の大幅な変更）をする場合には、事前に県の承認が必要です。変更申請書を下記提出先に送付してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業完了日：補助事業に係る経費精算が終了した日です。

5. 実績報告書提出（事業完了日から 30 日以内又は申請年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日）

※実績報告は、下記提出先に送付してください。

※実績報告書には、補助対象経費を確認出来る書類、成果物（作成したチラシ・パンフレット・DVD 等）及び実施した事業の写真等を添付してください。

【補助金の支払い】

※実績報告書とともに、補助金の振込依頼書をお送りください（口座登録している場合を除く）。補助金の額の確定通知後、2 週間程度を目途に口座振込で補助金を支払います。

※証拠書類等は事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保存する必要があります。

【資料提出・問い合わせ先】

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 輸出促進担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電子メール：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp

電話：0857-26-7806/7963 ファクシミリ：0857-21-0609